

○ 平成27年度認可施設一覧(小規模保育施設)

資料4
第17回子ども・子育て会議

		エンジェルキッズ東大阪園	一般社団法人 きらきら保育会	株式会社 Small Land	一般社団法人 かえる保育所	社会福祉法人 どんぐり福祉会	
行政区		A	B	D	F	F	
法人名		株式会社 トレジャーキッズクラブ	一般社団法人 きらきら保育会	株式会社 Small Land	一般社団法人 かえる保育所	社会福祉法人 どんぐり福祉会	
認可定員	3号	0歳	6	3	5	5	6
		1歳	6	6	6	6	6
		2歳	7	10	8	8	7
		計	19	19	19	19	19
開園時間等	開園時間	7時00分～18時00分	7時00分～18時00分	7時30分～18時30分	7時00分～18時00分	7時00分～18時00分	
	保育時間	9時00分～17時00分	9時00分～17時00分	確認中	9時00分～17時00分	9時00分～17時00分	
延長保育		18時00分～19時00分		18時30分～19時30分	18時30分～19時00分	18時00分～19時00分	
建物	建物	構造	RC構造14階の1階部分	鉄骨造2階の1・2階部分	木造1階の1階部分	鉄筋コンクリート 一部鉄骨造り9階の1階部分	鉄骨造2階の1階部分
		面積	敷地面積	133.15	109.23	491.32	805
	延べ床面積		133.15	89.19	119.56	2883.85	99.93
	専有面積		133.15	89.19	119.56	73.19	99.93
	所有	敷地	賃貸	賃貸	自己所有	賃貸	賃貸
建物		賃貸	賃貸	自己所有	賃貸	賃貸	
屋外遊技場面積		300	1,500	47.2	800	40	
連携施設1	施設名	若宮保育園	若宮保育園	認定こども園松葉幼稚園	やまゆり保育園	どんぐり保育園	
	連携内容	・保育支援 ・代替保育 ・卒園児の受入れ	・保育支援 ・卒園児の受入	・保育支援 ・卒園児の受入	・卒園児の受入	・保育支援 ・代替保育 ・卒園児の受入れ	
連携施設2	施設名	西若宮保育園	西若宮保育園	玉串保育園	おりづる保育園		
	連携内容	確認中	・保育支援 ・卒園児の受入	・卒園児の受入	確認中		
連携施設3	施設名	若宮森の子保育園	若宮森の子保育園	花園保育園	御厨保育所		
	連携内容	確認中	・保育支援 ・卒園児の受入	・保育支援 ・卒園児の受入	確認中		
連携施設4	施設名	石切保育所					
	連携内容	確認中					
職員数	基準上必要な職員数	5	5	5	5	5	
	配置職員数	5	5	5	7	5	
	総職員数	9	6	12	8	9	
食事提供		自園調理	外部委託 (園内調理)	自園調理	自園調理	自園調理	

「(仮称)東大阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」によせられたご意見

全体集計

1	募集期間	平成27年1月13日(火)～平成27年2月17日(火)
2	募集方法	ホームページ・窓口にフォーム掲載、メール・持参・郵送・FAX
3	意見提出者数	346件
4	意見件数	1,121件

ご意見の要旨	件数(件)
総則	
子どもが動揺せず心健やかに過ごし楽しめる保育を望みます。	2件
基本理念の「素養があり…」の一文は必要ではない。「適切な訓練を受けた職員」で十分。	1件
国基準を最低とした条例にしてください。	4件
東大阪での26年間の「バラバラ運営」による遅れを取り戻すためには最低基準とはいえ「低すぎるハードル」であり、相当程度の「高いハードル」を設定すべき。	1件
基準の向上は必要ですが、実は過剰労働につながらないか。	1件
子どもの権利と発達保障の場としての位置付けてください。また保護者支援の制度として明確にしてください。	105件
施設・設備には、衛生及び安全が守れるようにしてください。	5件
健康管理に努める。	1件
内容を示して盛り込んでください。 一 児童の発達、最善の利益の保障に努めること 二 児童の安全・健康・衛生を確保すること 三 児童の安定した生活を保障すること 四 おやつを提供すること 五 学童期にふさわしい活動内容を保障すること 六 施設外保育に努めること 七 地域との交流・協力を努めること 八 家庭との連絡・協力をはかること 九 障害のある児童、他文化・多言語家庭の児童など、個別の支援を必要とする児童については、受入れ体制を整備する。	1件
法令及び基準の遵守について、以下の内容で条例に盛り込んでください。 ・本事業を効果的かつ適切に実施するため、事業の実施にあたっては、憲法を最高法規とする国、大阪府・東大阪市関係法令等を遵守しなければならない。 ・従事職員の労働環境に十分配慮し、労働基準法はじめ各種法令を遵守すること。 ・社会的規範・一般社会道徳に反する行為は厳に慎むこと。 ・本事業で営利を目的にしてはならない。	1件

「(仮称)東大阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」によせられたご意見

(職員及び設備に関する基準)	
・非常時、災害時に必要な設備を備える。 ・施設・設備の定期的な点検、改修、事故・ケガの対応に関するマニュアルの作成、指導員の訓練・研修をおこなう。	2件
・東大阪市は本事業職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。 ・東大阪市は本事業職員に対し、東大阪市放課後児童健全育成事業に関わる条例及び・支援員に関わる基準及び規則についての知識の習得のための研修の機会を確保しなければならない。	60件
「専用区画」ではなく生活の場として「専用保育室」としてください。	19件
児童が生活するスペースについては、児童一人あたりおおむね1.98㎡以上の面積を確保する。	1件
部屋のスペースについては、水周り、棚など設備のスペースを省いたものとしてください。	1件
遊び、生活の場として必要な設備、備品等を具体的に条例の中に入れてください。	9件
静養スペースに関しては、専用の部屋もしくは適切なスペースを確保する。	2件
支援員の数は二人以上とし、「その一人を除き、補助員をもってこれに代えることができる。」文章を削除してください。	12件
支援員の数は二人以上とし、「その一人を除き、補助員をもってこれに代えることができる。」文章を削除してください。 そして「資格をもった支援員を複数配置する」という文言を入れること。	7件
・支援単位ごとに置く放課後児童支援員の数は、全て補助員ではなく支援員をもって置くよう努めなければならない。 ・補助員をもって支援員に代えることができるのは、例外的な場合とする。 ・支援員は、東大阪市放課後児童健全育成事業に関わる条例及び支援員に関わる基準及び規則についての知識の獲得に努めなければならない。	29件
指導員の配置については保護者説明会での内容を下回らないよう条例に明記してください。	10件
指導員の配置については、障害児加配について条例に明記してください。	1件
骨子案の第5項中「ただし、」以下は削除してください。	1件
・放課後児童健全事業者は、土曜日の就労実態によって、差別的な取り扱いをしてはならない。 (理由:土曜日の開設は、時間外や例外的な開設ではないにも関わらず、別途に利用料金を徴収するのは社会教育思想・信条及び社会的身分によって差別的取扱いをしているのに、他ならない為)	1件
・食中毒の予防、アレルギー対策などに努める。	1件
(運営に関する基準)	
・東大阪市は、利用者又はその保護者からの苦情・相談を東大阪市が対応する課題を受け付けるための窓口を設置する。	2件
保護者のみならず保護者会との連携・支援を条例に盛り込んでください。	4件
職員の第4項については、既存事業所に平成28年3月31日までの経過措置を設ける。	1件
(その他)	
本条例の改廃にあたっては事前に本市子ども・子育て会議に諮問し、その結果を尊重するとともに利用者と十分協議をつくすものとする。 保護者の意見が反映されやすいように法令で定められたものより安易に改定出来るようにしてください。	2件

「(仮称)東大阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」によせられたご意見

(その他のご意見)	
開設時間日数等保護者説明会での内容を下回らないようにしてください。	9件
国基準を上回っている内容については、維持できるようにすべきだと思います。	1件
開所時間について説明会で示した時間より拡充し、開所時刻を早め、閉所時刻を延長してください。また必要とする児童がいる場合は、施設の実情に応じて延長保育を行う。	8件
開設時間及び日数については、各クラブにおいて格差が発生しないよう具体的に時間・日数を明記すべき。	2件
入所を希望するすべての子どもを受け入れてください。	79件
障がいのある児童や、被虐待児童、多文化・多言語の児童など個別の支援を必要とする児童について受入れ態勢を整備して下さい。	35件
市が認定したすべての子どもについて責任をもって利用調整を行うなど保育の実施責任を果たして下さい。また認定されない子どもについても説明責任を果たして下さい。	39件
利用延長については、定期利用のほかに、突発的に対応するために、チケット制を導入して欲しいです。通常は17:00迄で、出張・会議などの予定が入った時などに対応するために、スポットで延長利用できる制度の考案をお願い申します。	1件
学童保育は公的な事業であって、東大阪市がその責任を果たしてください。	119件
学童保育は公的な事業であって、自治体が運営主体となりその責任を果たしてください。直営にすべき。	82件
最終的な責任の落としどころを市、行政にしてください。何かあったら放り出されないという保証をしてください。	2件
「東大阪市内全ての小学校に学童保育を設置する」という文章を入れてください。	20件
東大阪市の自治体としての義務について以下の内容を条例に盛り込んでください。 ・本市に居住する小学校に就学する児童であって、その保護者が労働又は疾病のために保育を必要とするものは、授業の終了後及び土曜日、長期休業日に東大阪市留守家庭児童健全育成事業(留守家庭児童育成クラブ)において保育しなければならない。 ・東大阪市の各小学校に1部屋以上のクラブ室と1単位以上の支援の単位を設置しなければならない。 ・東大阪は、市民・利用者・本事業関係者から、監査の要請を受けた場合は当該事業所及び関係者に対して監査を行わなければならない。監査の結果、本事業の事業者もしくは職員に過失があると認められる場合は、注意・勧告・是正など必要な措置を講じる。	2件
留守家庭児童育成クラブの責任は地域運営委員会にあるのかそれとも教育委員会にあるのか条例で事業母体をはっきりさせてください。	1件
保護者負担が重く、働くことにためらいます。	94件
保護者の負担を軽減して、土曜保育の負担や実費、上乗せ徴収の拡大はやめてほしいです。	69件
保育料(利用料金)について、以下の内容で条例に盛り込んでください。 ・市長は本事業を利用している保護者から保育料を徴収する事ができる。保育料は、児童一人につき月額6500円とする。ただし、同一世帯から二人以上の児童が入会するばあいにあってはも2人目以降の児童については、一人につき3500円とする。母子父子家庭は3500円とする。生活保護家庭は保育料を免除する保育料は市長が特別の理由があると認める時は減額し又は免除する事ができる。	56件
施設間で差がでないように、保育内容の基準を明確にしてください。	124件
全てのクラブ間に格差がないように(指導員の待遇・保育内容他)してください。企業・運営委員会でされる運営内容は統一するべきです。	1件
運営形態が多様になるのであれば、同一基準の良好な水準で維持される配慮は当然なされるべき。	2件

「(仮称)東大阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」によせられたご意見

<p>委託について、以下の内容で条例に盛り込んでください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市が適当と認める時は本市以外のものが運営する放課後児童健全育成事業の事業者者に事業実施を委託することができる。 ・前項の委託は、本市に届け出済みの事業者が運営する本事業に対して行うものとする。詳細は別途施行規則に定める。 ・本市は、放課後児童健全育成事業の利用について、必要な調整及び斡旋を行うものとする。 ・本市において放課後児童健全育成事業を行う者は、本市が定める基準を満たしていることを市長に届け出なければならない ・適正な会計管理を行い、会計や運営の状況について、保護者・市民に公開すること ・地域に対して情報公開に努めること。 	2件
<p>以下の内容で、以下の要綱及び規則の制定を条例に盛り込んでください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営事業実施要綱 ・保育指針(支援員の職務内容) ・施行規則 	1件
<p>入会申し込みの同意書の内容を改善してください。</p>	2件
<p>同意書は別紙にしてください。</p>	1件
<p>利用の支払いについて今まで現金で手渡しでしたが、口座引き落とし、または、クレジットカードでの支払いは出来ないでしょうか？以前から言われていたことですが、仕事で時間がとれないのに、学校まで現金を支払いに行くのは、なかなか難しいのが現状です。対応下さいますよう、お願い申し上げます。</p>	1件
<p>春休み、夏休み、冬休みなど長期休暇だけの受入れもしてほしいです。</p>	32件
<p>学童保育をもっと充実してほしい。</p>	22件
<p>学級閉鎖などの時、健康な児童だけ朝から利用できるようにしてください。</p>	1件
<p>学童保育の計画策定にあたっては、量と質を確保してください。保育水準を向上させ、子どもの発達保障と保護者の就労保障を確保できる設備・運営基準を設定してください。また、施設間で格差が生じないようにしてください。</p>	2件
<p>学童保育は教育として位置づけて、子どもたちの成長の場とすべきで、その点からいうと支援員の研修を保障し、配置は障害を持っている子を受け入れるように人数を確保して下さい。</p>	1件
<p>廃校校舎或いは、教室の一部を開放し地域のボランティアに管理を委託できないか、内容については協議の上対応可能な地域から実績を作ることが大切だと思う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 暇を持て余して居られる高齢者が沢山居られる。 2. 若いシングルマザーが働きたくても、子どもがいるため仕事が出来ない人が助かる。 3. 小さい子どもの犯罪に巻き込まれるのは、このような家庭の子どもが多いと思う。 4. 学校、PTA、自治会、子ども会の連携が必要。 	1件
<p>民間事業者と地域運営委員会との格差の発生を市が調査、是正改善を行うべき。</p>	1件
<p>事業主体の運営について、市は監査を行いその具体内容として事業者に対し、必要な報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事業を行う場所に入り、設備、帳簿書類その他物件を検査させることが必要。</p>	7件
<p>民間の事業者が入ってくるのに不安を感じている。</p>	4件
<p>企業が参入すると、手を引いた場合、預ける所がなくなる。クラブの数も減っていくかもしれない。</p>	1件
<p>保育室はプレハブではなく、堅牢な建物とし、衛生的な環境等での児童の健全育成を保障してください。</p>	1件
<p>新規の教室では、現存する教室との距離などを考慮してください。</p>	1件
<p>職員の経験と年齢により、賃金上昇が保障される制度となるよう、必要な文言を条例に盛り込んで下さい。学童保育指導員が一生涯の仕事として打ち込めるよう、本人と家族の生活を維持・向上できる雇用・賃金・労働条件の制度設計を謳って下さい。</p>	1件
<p>劣悪であった指導員の処遇もこれを機に改善されるような条例化を要望します。</p>	2件
<p>指導員の労働条件についてクラブ間格差をなくしてください。</p>	2件

「(仮称)東大阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」によせられたご意見

市教委の運営方針により、すでに「時給1000円」割れが発生しており、「設備又は運営を低下させてはならない」とする理念から逸脱しています。即刻回避する措置を講じるとともに、今後、さらなる改悪が発生しないよう、条例にもう少し踏み込んだ表現を挿入して「歯止め」をかけて下さい。	1件
保護者との連絡は支援の方針・コンセプトなどは知らせることや保護者からの相談や報告などには対応が必要ですが幼稚園・保育園のお便り帳のような毎日の連絡は、小学生以上には必要ないと思います。	1件
合計	1,121件

子ども・子育て会議

平成26年度 特定教育・保育施設障害児入所認定審査部会について（報告）

○平成26年度第1回 特定教育・保育施設障害児入所認定審査部会

日時：平成26年12月8日(月) 15時～17時

認定審査部会委員 大西・勝山・相原・千葉・阿部

29ケース審査し、29ケース認定。

<主な議論>

- ・療育と就労支援について
- ・自閉症スペクトラムの疑いケースが多い・・・保護者をどうサポートするのか。

○平成26年度第2回 特定教育・保育施設障害児入所認定審査部会

日時：平成27年1月23日(金) 13時半～15時半

認定審査部会委員 大西・勝山・相原・千葉・阿部

11ケース審査し、11ケース認定。

<主な議論>

- ・病児ケース（酸素ボンベ使用）
- ・母（母国語は日本語ではない）母子家庭・・・孤立しないような配慮とは。